昭和二十六年十月

北海道圖書館要覽

（開館二十五周年）

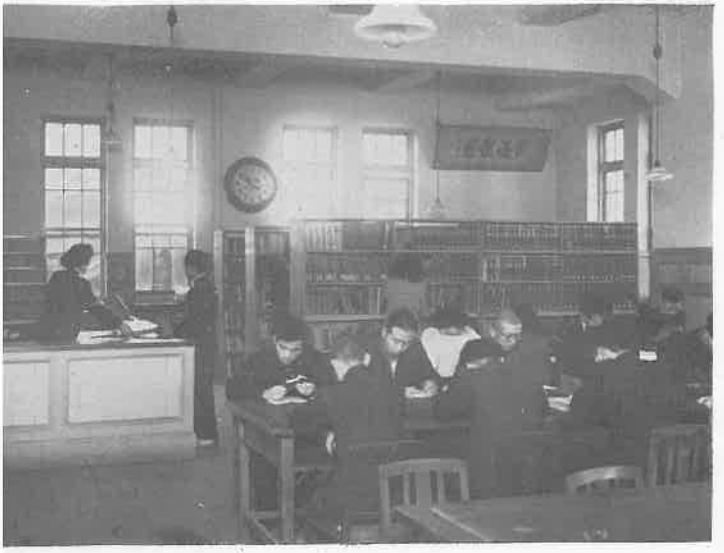

閲　覧　室

視聴覚ライブラリー

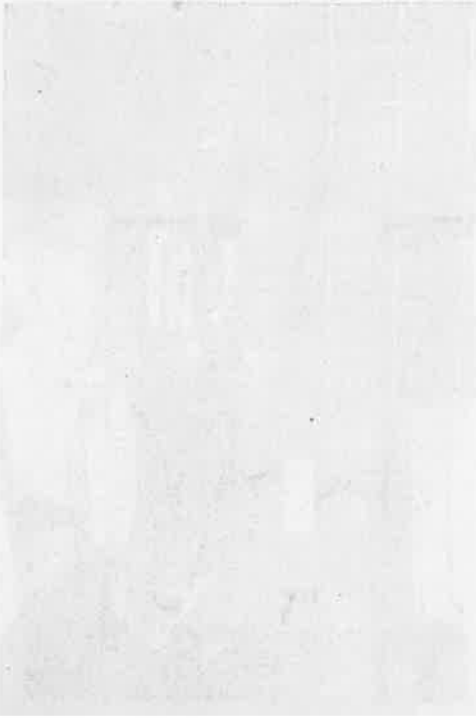

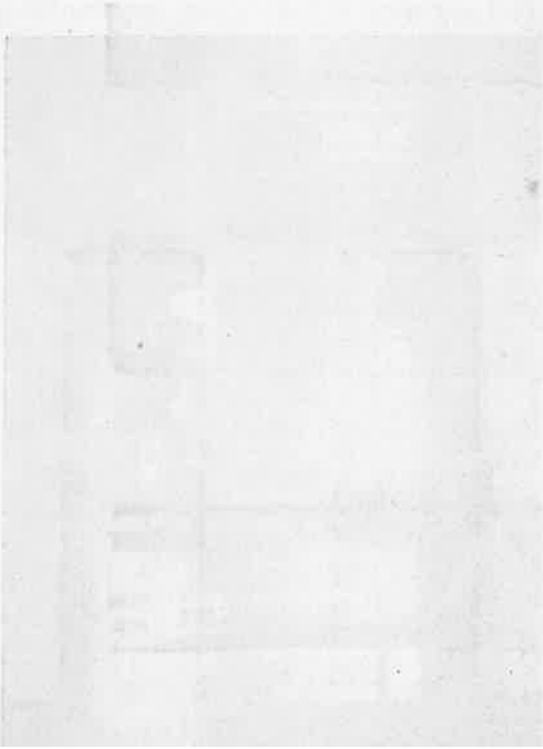

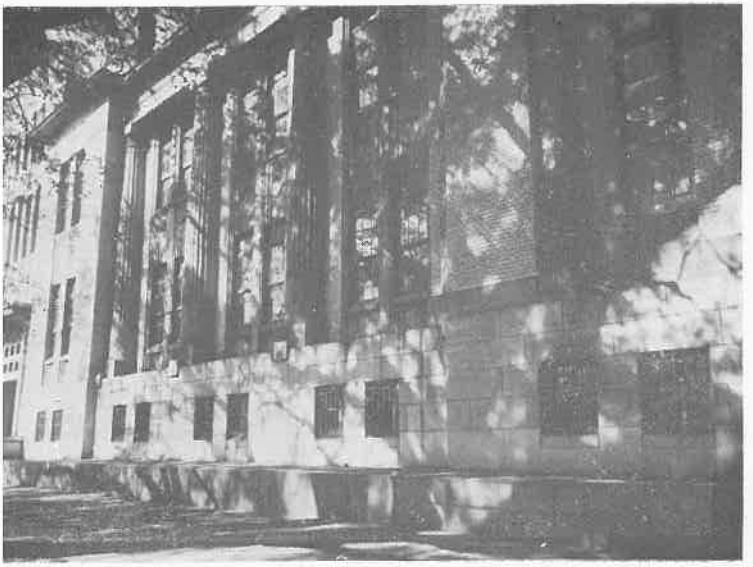

本　館　全　景

書　　庫

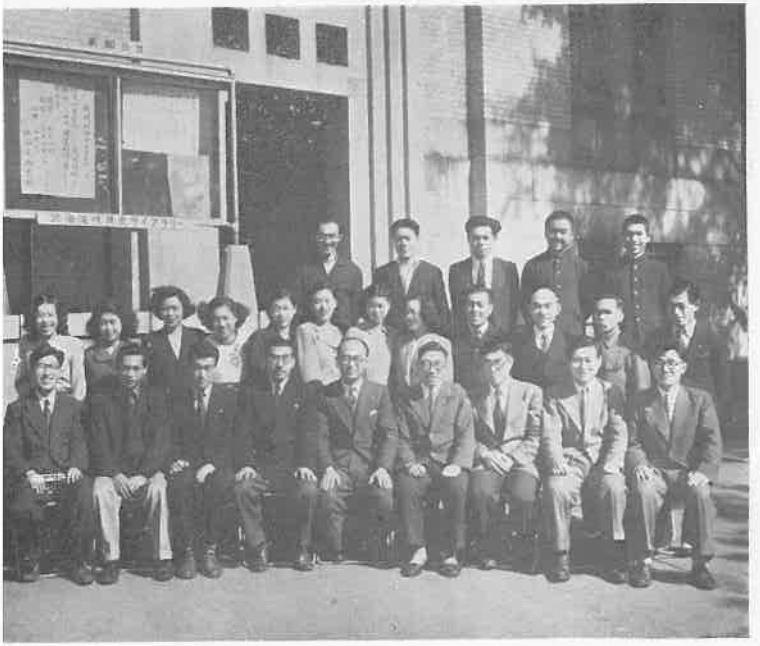

現　職　員

現館長
三田一昌

三代館長
大　橋　保

二代館長
澁谷　智夫

初代館長
故 石原 惣六

目次

口繪寫眞四頁
一、沿革……一
二、數地及び建物……一〇
三、機構及び職員……一三
四、圖書館資料……一三
五、北海道立巡回文庫……一六
六、經費……二二
七、最近五ヶ年間圖書閲覽統計……二六
八、關係諸條例……二九
九、關係諸規則……三三
十、開館二十五周年……大橋保……五三
……金田一昌三……五四

一、沿　革

1 創立まで

北海道開拓の進展に伴ない各種學校の設置も漸やく普及して就學上不便を感ずることなきに至つたが、ひとり社會教育上重要な機關である圖書館の施設が振わなかつたのは道民のひとしく遺憾とするところであつたので、大正九年通常道會に於て遂に左のような建議案の決議を見るに至つた。

一、地方費ヲ以テ道經營ノ圖書館ヲ設立セラレン事ヲ望ム

理　由

本道ハ物質的ニ國富充實ノ一大資源タルノミナラズ其ノ位置自カラ文化ノ發祥地タルベキ約束ヲ有セリ顧フニ古代ノ文明ハ南ヨリ北ニ及ボセシモ中世以降漸次其ノ地位ヲ轉換シテ北ヨリ南ニ進ムニ至レリ北阪新拓ノ本道ガ開道幾年ナラザルニ夙ク既ニ文化ノ閃光ヲ放チ今ヤ農科大學ニ次クニ醫・工兩大學ノ併置ヲ見ントシ各種專門學校、中等教育機關等亦蔚然トシテ起リ文華ノ燦然タルヲ見ルモノ蓋シ偶然ニアラザルナリ然ルニ一二小規模ノモノ以外未ダ一般公衆ニ開放スル圖書館ノ設ナキハ文化開發上本道特殊ノ使命ニ對シテモ遺憾甚ダシトス殊ニ本道ノ史實ニ關スル文獻ノ徵スベキモノノ如キモ年ヲ經ルニ從ヒ漸ク散逸スルノ憂アルヲ以テ速ニ設備ノ完全セル廳立圖書館ヲ設置シ公衆ノ便益ヲ圖ルト共ニ一方文書ノ保管ヲ講セラレン事ヲ望ム

その後當局においてもこの計畫を進めつつあつたが、偶々大正十一年攝政宮殿下が本道行啓の際

親しく各地を巡視され殊に意を教育に注がれてこれが振興のため多額の御下賜金をも見るに至つたので、ここにその記念事業の一として廳立圖書館開設の議熟し同年十二月通常道會においてこれが設置の提案に對し滿場一致で可決するところとなつた。

提案は左の通りである。

行啓記念圖書館費

金一〇〇、〇〇〇圓　　建設費

內

金　五〇、〇〇〇圓　　大正十二年度支出額

金　五〇、〇〇〇圓　　大正十三年度支出額

次いで大正十二年五月道廳當局においては全道圖書館協議會を開催し廳立圖書館施設に關する意見を徵したところ大要左のような答申を見た。

一、館長ニハ學識經驗人格等ニ於テ完全ナル人物ヲ任用スルコト

二、廳立圖書館ヲ本道圖書館振興ノ中心タラシムルコト

三、博物館美術館自由講座動物園植物園等ヲ附設スルコト

四、娛樂的設備簡易食堂等ヲ附設スルコト

五、受驗準備室、新刊圖書室、特別事項ノ研究室等ヲ特ニ設備スルコト

六、圖書館ノ設備ヲ完全ニシ圖書館ヲ一般ノ親シミ易キ場所タラシムルコト

よつて以上の諸件等を參酌して設計を立てることになつたが先ずもつて敷地の選定を要するので札幌市內數ヶ所の候補地について調査の結果、札幌市南七條西四丁目中島公園內に地方費有の地を

相して大正十三年二月五日文部大臣に對しこれが設置の件を申請、同年三月二十九日認可を得たがその後北一條西五丁目一番地甲の内日本赤十字社所有地（二六七、九六坪）は地積やや狹少であるが交通至便で環境もよく圖書館敷地として好適と認められたのでこれに變更の上大正十四年七月十八日工事に着手し翌十五年八月二十七日竣工を見るに至つた。建築工事費は敷地選定に時日を要したのと財政上の都合等により左のように變更決議された。

大正十二年度支出額　金五〇、〇〇〇圓
大正十三年度支出額　金一六、六七〇圓
大正十四年度支出額　金二〇、〇〇〇圓
大正十五年度支出額　金一三、三三〇圓

これより先、大正十五年一月二十三日北海道廳書記官池田繁治氏が館長事務取扱に任命され諸般の準備を進め、同年八月十九日司書その他の專任職員を任命、同年十月十三日廳令第一一三號をもつて館則を發布、次いで十一月二十五日開館式擧行、同十二月一日より閲覽を開始した。

2　館　史

昭和元年度

○　陛下御踐祚當日館報を創刊し全道主要官公署、圖書館、學校、道會議員等に頒布（十二月）

昭和三年度

○　館長事務取扱池田繁治高知縣書記官に轉任（四年二月）

○　北海道廳學務部長稻垣潤太郎館長事務取扱被命（四年二月）

昭和四年度

○北海道廳令第四十六號を以て圖書館外貸出實施の爲館則中一部改正（五月）
○圖書館外貸出開始（六月）
○館長事務取扱稻垣潤太郎秋田縣書記官に轉任（八月）
○北海道廳學務部長岩本俊郷館長事務取扱被命（九月）
○本館主催の下に全道圖書館協議會を開催（十月）
○北海道廳令第九十一號を以て休館日を減少する爲館則中一部改正（十一月）

昭和五年度

○北海道廳訓令第十九號を以て本道圖書館施設要項竝に準則發布（四月）
○北海道廳令第四十九號を以て館外携出券の種類を增加する爲館則中の一部改正（六月）
○北海道廳主催の下に全道圖書館協議會を市立函館圖書館に於て開催（十一月）
○本年圖書館週間行事として良書一覽を印刷頒布、又帝國圖書館長松本喜一氏を招聘し本館に於て講演會開催（十一月）

昭和六年度

○本年圖書館週間行事として良書竝に滿蒙事情研究資料圖書一覽頒布、又札幌市教育會附屬圖書館と共催の下に市公會堂に於て講演及び映畫會開催、講師北大教授今裕氏他四氏、聽衆約一、五〇〇名（十一月）
○館長事務取扱岩本俊郷退任（十二月）
○北海道廳學務課長西村五郎館長事務取扱被命（七年二月）

昭和七年度

○本年圖書館記念日に館報特集號發行（四月）

○本年圖書館週間行事として良書一覧印刷頒布、又札幌市内中等學校及び小學校擔當職員の會合を催し學校と圖書館との連絡提携を協議（十一月）

昭和八年度

○本年圖書館記念日に「ブックメモ」を作成普く來館者その他に頒布（四月）

○本年圖書館週間行事として館報特集號並に良書一覧印刷頒布、又本道市町村沿革史及び要覧類の收集を行い閲覧利用者の便に供す（十一月）

○北海道廳戊學第二三〇號達を以て圖書館令第十條に依り中央圖書館に指定せらる（九年三月）

○北海道廳公報に西村館長名を以て本館が中央圖書館に指定せられた趣旨等を掲載（九年三月）

昭和九年度

○本年圖書館記念日に栞を作製し來館者その他に頒布（四月）

○本年圖書館週間行事として良書一覧竝に北海道緣故者の著作物書名目錄を印刷し普く頒布、又館報特集號發行（十一月）

○館長事務取扱西村五郎轉出、後任學務課長鈴木直巳事務取扱被命（十年二月）

昭和十年度

○本年圖書館記念日に館報特集號發行頒布（四月）

○本年圖書館週間行事として良書一覧、天文竝に氣象關係圖書目錄、巡回文庫經營の栞を印刷頒布、又館報特集號を發行（十一月）

昭和十一年度

○ 本館事業奬勵の爲文部大臣より金五百圓交付せらる（四月）

○ 本年圖書館記念日には本年秋季本道に於て陸軍特別大演習が行われるのに因み陸軍關係圖書目錄を印刷頒布（四月）

○ 館長事務取扱鈴木直巳熊本縣事務官に轉任（五月）

○ 北海道廳學務課長山本章一館長事務取扱被命（六月）

○ 文部省交付金を基として地方巡回文庫貸付用圖書の準備開始（七月）

昭和十六年度

○ 巡回文庫の一端として應召軍人遺家族文庫を開始

昭和十七年度

○ 札幌市民への奉仕として隣保班文庫を開始

昭和十八年度

○ 道内六ヶ所に國民讀書會を開始

昭和十九年度

○ 階上閲覽室を海軍關係の事務室として使用せらる

昭和二十年度

○ 階下閲覽室を道廳學務部の事務室に充當せられ、終戰まで館外貸出のみ行う

昭和二十一年度

○ 閲覽室の一部をアメリカ民政部員讀室書として夜間接收せらる

昭和二十二年度

○ 全道社會教育大會を札幌、帶廣の二ヶ所に開催、圖書館關係講師として館長出席

○ 東北六縣、北海道中央圖書館長會議を本館に於て開催、文部省より雨宮係官臨席

○ 讀書會施設に對し文部省より奬勵金として七、〇〇〇圓交付せらる

昭和二十三年度

○ 讀書週間中本館主催の全道圖書館長會議を札幌市地崎文庫に於て開催

○ 札幌第二高等學校に於て學校圖書館擔當者協議會を開催、館長列席の上協會組織に參加す

○ 屋上補修工事修了、工費一、〇三九、〇一三圓

○ 北海道中央圖書館報復刊第一號發行（六月）

○ 函館圖書館に於て北海道圖書館長及び公民館長會議を開催（六月）

○ 開道八十周年記念祝典にあたり功勞者として大橋館長表彰せらる（十一月）

○ 十月廿六日附發社一〇三號文部次官通牒（連合軍總司令部貸與の十六粍發聲映寫機及び映畫の受入について）に基き本館内に視覺教育係室及び視覺教具本部開設（十二月）

○ 札幌市ニューグランドに於て全道公共圖書館長協議會開催、北海道立巡回文庫設立計畫案につき協議（二十四年三月）

○ 本館階上の大部を占めていた道教委社會教育部新廳舍に移轉。自由閲覽室、會議室、豫備室館長室新設（同）

○ 市内大通公園に道立圖書館揭示板設置（同）

昭和二十四年度

○ 學校圖書館經營懇談會（講師金田一館長、於一條中學校）學校圖書館指導協議會（講師阪本一郎教授、於道立圖書館）學校圖書館運營講習會（講師フェアウエザー女史、於札幌中央公民館）全道初等教育研究集會（於北九條小學校）及び岩手青森縣北海道中等教育研究集會（於一校）の學校圖書館部會（議長金田一館長）等により道内に於ける學校圖書館運動活潑化す（七——八月）

○ 本館藏書の一部を自由接架として閱覽室に書架を開放す（八月）

○ 北海道立巡回文庫發足（七月二十三日附教育委員會告示「北海道立巡回文庫運營規程」）、季刊道立巡回文庫シリーズ第一集「讀書のしおり」發行（九月）

○ 北海道學校圖書館協會發足、事務局道立圖書館（十月）

○ 本年度讀書週間行事として移動圖書館（JOIKサーヴィカーによる）街頭文庫、圖書館教室、展示會、ポスター懸賞募集等を實施（十——十一月）

昭和二十五年度

○ 本館階上に鄉土資料室開設、鄉土史家吏科源藏氏に勤務を囑託（四月）

○ 圖書館法制定（四月八日、施行七月三十日）

○ 京都に於て全國圖書館大會開催、館長參加（五月）

○ 本館に於て道立巡回文庫運營協議會開催（六月）

○ 東京に於て圖書館法實施運用に關する委員會開催、館長參加（同）

○ 福島に於て北日本圖書館大會開催、館長參加（同）

○ 本年度購入圖書より分類はNDC（改訂六版）、著者記號、ブックポケットを採用。兒童閲覧室開設（同）

○ 本年度讀書週間には恒例行事のほか優良讀書會七を表彰（十――十一月）

○ 福島に於て北日本ブロックワークショップ開催、玉木司書參加

○ 館内塗裝完了、オープンアクセスの傾斜兩面書架配置、雜誌棚新設（二十六年一月）

○ 本年度の教育指導者講習（アイフエル）に圖書館學新設、館長參加（一月――三月）

昭和二十六年度

○ 圖書館法完全實施（四月一日）

○ 北海道條例第二十號を以て北海道圖書館條例、同第二十一號を以て北海道圖書館協議會條例、同第二十二號を以て北海道圖書館協議會の委員の費用弁償條例が夫々公布さる（同）

○ 東京に於て全國圖書館大會開催、館長參加（五月）

○ 函館に於て全道圖書館長會議開催、道立巡回文庫運營要領變更に關する協議（同）

○ 北海道學藝大學に司書教諭養成の爲の公開講座（圖書館學）開設、講師として館長參與（同）

○ 北海道勞働教育課所管の勞働文庫のうち一、二〇〇冊の委託を受く（八月）

○ 圖書館法による本年度司書司書補講習は文部省主催の下に全國五ヶ所に於て開催、本館より金浦司書が東北大學講習に參加、又別に慶應大學日本圖書館學校に於ける第二回圖書館專門職員指導者講習會に館長參加（七月――九月）。慶應大學附屬藤山工業圖書館に於ける同第三回講習會に玉木司書參加（九月――十一月）

○ アメリカ工業教育使節團より工業關係新刊圖書一一〇點の寄贈を受く（十月）

3 歴代専任館長

初代	石原 惣六	昭和17・1・20 ― 21・2・1
二代	澁谷 智夫	昭和21・3・30 ― 22・2・1
三代	大橋 保	昭和22・3・20 ― 24・2・5
現	金田一昌三	昭和24・2・10 ―

二、敷地及建物

1 敷地　札幌市北一條西五丁目一番地甲ノ内二六七、九六坪（日本赤十字社所有地）

2 建物　近世復興式
鐵筋、煉瓦、鐵筋コンクリート造、陸屋根構造外部化粧煉瓦張及人造石塗洗出仕上
三階建
書庫五階

總建坪	一〇八・四五坪
總延坪	三四八・九八坪
總工費	九九、四八九圓六八
內 建築費	八六、四六〇圓七九
設備費	一三、〇二八圓八九

3 本館の平面圖左の通り

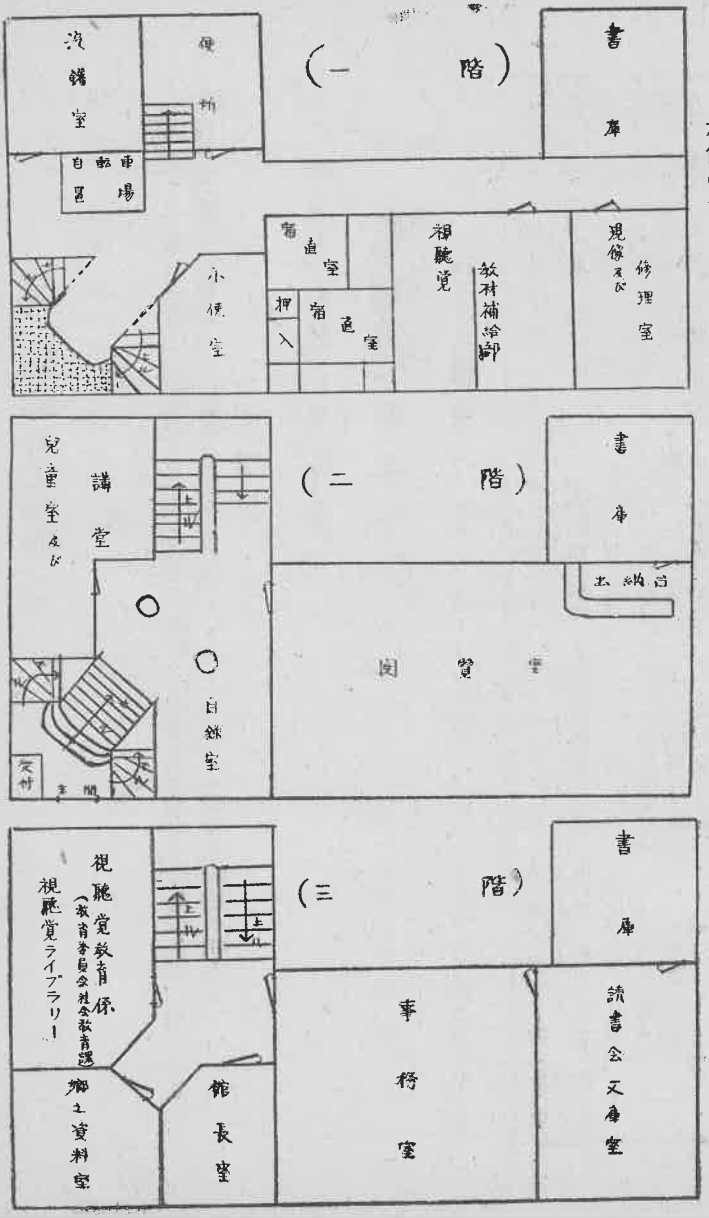

三、機構及び職員

1 機構

昭和二十六年十月九日道教育委員會規則第二〇號をもつて北海道圖書館組織規則が制定せられ、本館には新たに副館長、二課制が實施せられることになつた。（關係諸規則の項參照）

館長
- 副館長
  - 整理課
    - 管理課
  - 奉仕課
- 北海道圖書館協議會

2 職員

氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名
金田一昌三	館長	朝尾　治	主事	石山　勝義	事務補	間宮　道男	事務補	金田　美枝	筆耕
長瀬　重次	副館長	金浦八重丸	〃	岸本　花子	〃	小野　七郎	公務補	松本　正男	〃
粂原　寅男	事務長	更科　源藏	囑託	谷井　玲子	〃	谷口增太郎	〃	關寺　節子	〃
櫻田　正見	主事（兼）	情野　欣子	事務補	島　敏子	〃	樋口　銀松	〃	平原　照夫	〃
玉木　利政	主事	三浦　迪彦	〃	阿部スミ子	〃	佐藤　辰三	〃		

四、圖書館資料

1 藏書

(一) 目錄

事務用

書架目錄（カード式）

閲覧用

冊子目錄　開館より昭和十一年迄各年度增加圖書目錄、北海道立巡回文庫配本圖書目錄、昭和二十五年度增加圖書目錄

カード目錄　著者名目錄、書名目錄、分類目錄

(二) 分類

開館より昭和二十四年度迄舊分類法

昭和二十五年度より日本十進分類法新訂第六版を採用

舊分類法による圖書は日本十進分類法新訂第六版による分類に切替中

(三) 統計

藏書分類別統計

舊分類法による藏書分類別統計

分類	〇總記	一哲學宗教	二教育	三文學語學	四歷史地誌	五法制經濟社會	六數學理學	七工學兵事	八美術諸藝	九產業交通	計
昭和二三、三、三一現在	六、六五三	三、七二一	五、三三〇	一〇、〇四五	四、一〇五	二、八六八	三、三〇三	二、五〇七	六三一	九、九二〇	四九、〇七二
昭和二四年度增加冊數	七八六	三三一	二七五	一、六九一	二六九	九三五	四一六	一一一	一九三	二七四	五、二八一
昭和二五、三、三一現在	七、四三九	四、〇五二	五、五九五	一二、七三六	四、三七四	三、八〇三	三、七一八	二、六一八	八二四	一〇、一九四	五四、三五三

日本十進分類法による藏書分類別統計

分類	〇總記	一哲學	二歷史	三社會科學	四自然科學	五工學	六產業	七藝術	八語學	九文學	計
昭和二五年度增加冊數	二〇六	二三九	三〇六	六二八	四二三	三五三	二四四	一四三	六〇	一、三三三	三、九三五

種別	數量	種別	數量	種別	數量
映寫機	九三台	幻燈畫		レコードプレヤー	一台
ナトコ	九二台	フイルム	七二五本	電氣蓄音機（米國製）	一台
日本製	一台	スライド	三五組	レコード	五組
幻燈機	五〇台	紙芝居	五五組	スライド作製器材	一六枚 一式
ベゼラー	四三台	展示資料	三四組	暗幕	三〇枚
日本製	七台	反射幻燈版	四六種	寫眞機	二台
映畫フイルム	一、五五本	スクリーン	九五本		
CIEフイルム	一、二七〇本	米國製	九二本		
日本製	九五本	日本製	三本		

五、北海道立巡回文庫

1 地方巡回文庫一覽及讀書會數竝に會員數

名稱	設置場所	貸出地域	讀書會數	讀書會員數
道立札幌地方巡回文庫	北海道圖書館	空知、石狩各支廳管内、札幌市、岩見澤市、夕張市	八七	二、〇六七
〃 小樽 〃	市立小樽圖書館	後志支廳管内、小樽市	五二	一、一七一
〃 函館 〃	〃 函館 〃	渡島、檜山各支廳管内、函館市	三一	六六一
〃 室蘭 〃	〃 室蘭 〃	膽振、日高各支廳管内、室蘭市、苫小牧市	三五	五六六
〃 旭川 〃	〃 旭川 〃	上川、留萌、宗谷各支廳管内、留萌市、旭川市、稚内市	五四	九九〇
〃 帶廣 〃	〃 帶廣 〃	十勝支廳管内、帶廣市	四八	二、一二八
〃 網走 〃	〃 網走 〃	網走支廳管内、網走市、北見市	五八	二、二七七
〃 釧路 〃	〃 釧路 〃	釧路國、根室各支廳管内、釧路市	五三	九三八
合計			四一八	一〇、七九八

二六、九、三〇 現在

2 經費

年度	金額	冊數
昭和二四年度	六九一、三二七、〇〇	三、一〇六
昭和二五年度	六〇四、九一五、〇〇	三、六〇八
合計	一、二九六、二四二、〇〇	六、七一四

3 藏書

(1) 藏書

購入圖書（分類別N·D·C）

年度別 / 分類別	總記	哲學	歷史	社會科學	自然科學	工學	產業	藝術	語學	文學	計
二四年度（二四、九、開始）	四七四	五六七	一六八	五六八	一四六	三三	六四	四〇	三一	一、〇三四	三、一〇六
二五年度 成人用	二三七	一九四	七四	三八二	八〇	四九	一〇六	三三		一、五〇四	二、六四八
二五年度 兒童用	三三四	一六	七二	三二	二〇八	一六	八	八		三七六	九六〇
現在（二六、五、一五）	九三五	七七七	三一四	九八二	四三四	八八	一七八	七〇	三一	二、九二四	六、七一四

(ロ) 配本狀況

地區文庫配本一覽

二五、五、一五　現在

地區別 / 分類別	札幌			小樽			函館		
年度	二四	二五		二四	二五		二四	二五	
		成人用	兒童用		成人用	兒童用		成人用	兒童用
總記	六〇	四七	二八	六〇	二九	二八	五七	二九	二八
哲學	八二	三〇	二	六七	二六	二	六七	二六	二
歷史	三四	一一	九	一九	九	九	一九	九	九
社會科學	八八	六五	四	七〇	四八	四	六六	四八	四
自然科學	二三	一〇	二六	一七	一〇	二六	一八	一〇	二六
工學	二	七	二	三	七	二	二	七	二
產業	八	一五	一	八	一三	一	八	一三	一
藝術	五	八	一	五	二	一	五	二	一
語學	二	六		二			二		
文學	一三三	三一	四七	一二八	一七〇	四七	一一九	一七〇	四七
計	四三六	一一〇	一一〇	三七八	三一四	一一〇	三六三	三一四	一一〇
	一、〇七七			八一三			七九七		

	旭川				室蘭				釧路				帶廣			
	二四	二五		計	二四	二五		計	二四	二五		計	二四	二五		計
		成人用	兒童用			成人用	兒童用			成人用	兒童用			成人用	兒童用	
男	五九	二九	二八	一一六	五七	二九	二八	一一四	五六	二九	二八	一一三	五六	二九	二八	一一三
女	六七	二六	二	九五	六七	二六	二	九五	六六	二六	二	九四	六六	二六	二	九四
男	二〇	九	九	三八	一九	九	九	三七	一九	九	九	三七	一九	九	九	三七
女	六六	四八	四	一一八	六三	四八	四	一一五	六四	四八	四	一一六	六六	四八	四	一一六
男	一八	一〇	二六	五四	一八	一〇	二六	五四	一七	一〇	二六	五三	一八	一〇	二六	五三
女	二	七	二	一一	二	七	二	一一	二	七	二	一一	二	七	二	一一
男	八	三	一	一三	八	三	一	一三	八	三	一	一三	八	三	一	一三
女	五	二	一	八	五	二	一	八	五	二	一	八	五	二	一	八
男	二			二	二			二	二			二	二			二
女	二三五	一七〇	四七	三五二	二二八	一七〇	四七	三四五	二二五	一七〇	四七	三四二	二二七	一七〇	四七	三四四
男	三八二	三一四	二一〇	八一六	三六九	三一四	二一〇	八〇三	三六四	三一四	二一〇	七九八	三六九	三一四	二一〇	七九八

計	網走				總計
	二四	二五		計	
		成人用	兒童用		
一二三	五六	二九	二八	一一三	九三五
九四	六七	二六	二	九五	七七七
三七	一九	九	九	三七	三一四
一一八	六六	四八	四	一一八	九八二
五四	一八	一〇	二六	五四	四三四
一一	二	七	二	一一	八八
二二	八	一三	一	二二	一七八
八	五	二	一	八	七〇
二	二			二	二二
三四四	一三一	一七〇	四七	三四八	二、九一四
八〇三	三七四	三一四	一二〇	八〇八	六、七一四

註　右藏書數の他に、從前より繼承した讀書會對象の圖書、及び本館より文庫用として配付を受けた圖書、八、四二九册が當館所在の札幌地方巡回文庫に併置され、廣く利用されてゐる。

六、經　費

最近五年豫算決算書

昭和二十二年度決算表

項	目	節	豫算額	支出額	殘額
圖書館費	諸給與費	給料	四五六、六二七、〇〇	四三六、五四六、三一	二〇、〇八〇、六九
		諸給與費	八四、九四二、〇〇	七九、八〇四、〇〇	五、一三七、〇〇
		旅費	二六、一五〇、〇〇	二四、二三一、七〇	一、九二八、三〇
	圖書館需用費	圖書費	八六、〇九七、三〇	七六、五〇六、五七	九、五九〇、七三
		被服費	二五〇、一〇五、四〇	二五〇、一〇五、四〇	〇
		修繕料	二、三〇四、〇〇	二、八八、〇〇	二、〇六、一〇〇
		雜費	三、〇九五、〇〇	二、六五一、〇〇	四四四、〇〇
		地方圖書館指導費	三、三五六、〇〇	二、六九一、九四	五六四、〇六
		國庫納金	四〇〇、〇〇	〇	四〇〇、〇〇
			一七七、三〇	一七七、三〇	〇

項	目	節	豫算額	支出額	殘額
圖書館費			三、四二一、九九二〇〇	三、二三八、七九五一五	一八三、一九六八五
	職員給	二級給	一二四、四〇〇〇〇	一〇〇、九一八六二	二三、四八一三八
		三級給	一三五、二四〇〇〇	九四、〇九三七八	四一、一四六二二
	給料	雇員給	一六六、〇二九二〇	一一六、一三四五四	四九、八九四六六
		傭人給	一四四、八五〇八〇	一四四、八五〇八〇	〇
	諸手當及び給與金	謝金及び賞金	四〇、〇〇〇〇〇	四〇、〇〇〇〇〇	〇
		超過勤務手當	一八、八〇〇〇〇	〇	一八、八〇〇〇〇
	賃金	人夫賃	一二、〇〇〇〇〇	一一、九六〇〇〇	四〇〇〇
	旅費	普通旅費	一一九、三七五〇〇	一一九、二七三〇〇	一〇二〇〇
	消耗品費	文具費	一一七、八〇〇〇〇	一一六、九二七九四	八七二〇六
		燃料費	一九〇、〇〇〇〇〇	一八九、三四二〇〇	六五八〇〇
		被服費	五〇、〇〇四〇〇	三〇、六〇五〇〇	一九、三九九〇〇
		雜費	四、五五三二〇	〇	四、五五九二〇
		消耗器材費	二五、四〇〇〇〇	一八、六四一九〇	六、七五八一〇
		圖書費	一〇五、九一三八五	一〇五、九一三八五	〇
	役務費	印刷製本費	六七、〇〇〇〇〇	六六、九九九一三	八七
		光熱水費	一二、二八八〇〇	九、四四三一〇	二、八四四九〇
		通信費	八、四〇〇〇〇	三、五八二〇六	四、八一七九四
		運搬費	一〇、一二六八〇	一〇、一二六八〇	〇

	修繕料	一、〇八〇、四四九〇〇	一、〇八〇、四四九〇〇	〇
	借料及び損料	一、六〇八〇〇	八〇三八八	八〇四一二
	請負費	二五、六〇〇〇〇	二五、六〇〇〇〇	〇
備品費	廳用器具費	六七、一五二〇〇	五九、二〇〇〇〇	七、九五二〇〇
	圖書費	八九四、〇八六一五	八九三、五〇九九〇	五七六二五
負擔金補助及び交付金	國庫納金	九一六〇〇	四一七八五	四九六一五

昭和二十四年度決算書

項	目	節	豫算額	支出額	殘額
社會教育費	圖書館費		三、四四〇、二〇〇〇〇	三、三九四、六九五九一	四五、五〇四〇九
		旅費	二六九、四〇四〇〇	二六九、四〇四〇〇	〇
		雜手當	三〇、〇〇〇〇〇	三〇、〇〇〇〇〇	〇
		賃金	一五、〇〇〇〇〇	一四、一〇〇〇〇	九〇〇〇〇
		消耗品費	三七〇、九八五一一	三七〇、九八五一一	〇
		燃料費	二一六、二〇〇〇〇	二一四、七五二〇〇	一、四四八〇〇
		食糧費	一〇、〇〇〇〇〇	九、八〇〇〇〇	二〇〇〇〇
		印刷製本費	六二〇、〇〇〇〇〇	六一八、四五〇一五	一、五四九八五
		光熱水費	二四、五〇〇〇〇	一六、六六六七〇	七、八三三三〇
		通信運搬費	四五、五九六〇〇	三五、五四〇〇〇	一〇、〇五六〇〇
		借料及び損料	五六、〇〇〇〇〇	四七、六〇〇〇〇	八、四〇〇〇〇

修繕料	四〇八、五〇〇〇〇	四〇八、四七一〇〇	二九〇〇
備品費	一、三七四、〇一四八九	一、三五八、九二六九五	一五、〇八七九四

昭和二十五年度決算書

項目	節	豫算額	支出額	殘額
社會教育費	圖書館費	四、一〇四、六〇〇〇〇	三、五七九、六〇五〇〇	五二四、九九五〇〇
	旗費	二五九、三〇〇〇〇	二四一、一四四〇〇	一八、一五六〇〇
	雜手當	一二、〇〇〇〇〇	三、〇〇〇〇〇	九、〇〇〇〇〇
	賃金	二五、二〇〇〇〇	一二、〇〇〇〇〇	一三、二〇〇〇〇
	消耗品費	九二、四〇〇〇〇	九〇、八二八〇〇	一、五七二〇〇
	燃料費	二一六、二〇〇〇〇	二一三、九二〇〇〇	二、二八〇〇〇
	食糧費	五四、〇〇〇〇〇	五四、〇〇〇〇〇	〇
	印刷製本費	七六三、六〇〇〇〇	四四六、二三一〇〇	三一七、三六九〇〇
	光熱水費	二五、二〇〇〇〇	二二、六〇八〇〇	二、五九二〇〇
	借料及び損料	五六、〇〇〇〇〇	四九、六五〇〇〇	六、三五〇〇〇
	筆耕飜譯料	八四、〇〇〇〇〇	四三、九九〇〇〇	四〇、〇一〇〇〇
	修繕料	二八九、〇〇〇〇〇	二五八、六四五〇〇	三〇、三五五〇〇
	備品費	一、六一二、八〇〇〇〇	一、五六八、〇三六〇〇	四四、七六四〇〇
	施設費	五二八、〇〇〇〇〇	五二六、一一四〇〇	一、八八六〇〇

昭和二十六年度豫算

（二六、一〇、一　現在）

款	項	目	節	豫算額
教育費	社會教育費	圖書館費		圖書館費總豫算額
			旅費	三、八五九、九〇〇・〇〇
			雜手當	二六八、〇〇〇・〇〇
			賃金	一〇、〇〇〇・〇〇
			消耗品費	五〇、八〇〇・〇〇
			燃料費	四三、〇〇〇・〇〇
			食糧費	三五、一〇〇・〇〇
			印刷製本費	五三、〇〇〇・〇〇
			光熱水費	六三〇、〇〇〇・〇〇
			通信運搬費	三七、二〇〇・〇〇
			借料及損料	二六七、二〇〇・〇〇
			筆耕料	一一五、〇〇〇・〇〇
			修繕料	三五五、一〇〇・〇〇
			工事請負費	九八、〇〇〇・〇〇
			備品費	一五〇、〇〇〇・〇〇
			負擔金補助及交付金	一、二三四、〇〇〇・〇〇
				二六、五〇〇・〇〇
總計				三、八五九、九〇〇・〇〇

七、最近五ケ年間圖書閲覧統計

閲覧者及自習者職業別統計表

職業別	學生		公務				自由業		會社・工業・商業		農業	其の他	無職業者	小計	
			教育關係		官公吏		其の他		會社・銀行						
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	男	女	男	女
昭和二年度	三、八三二	一、三三三	四、一四五	一、三三五	三、八四九	一、三三五	二、一四五	一、三三五	二、一四五	一、三三五	三、八四九	三、八四九	一、三三五	三、八四九	一、三三五
昭和二年度	三、八三二	一、三三三	四、一四五	一、三三五	三、八四九	一、三三五	二、一四五	一、三三五	二、一四五	一、三三五	三、八四九	三、八四九	一、三三五	三、八四九	一、三三五
昭和二年度	三、八三二	一、三三三	四、一四五	一、三三五	三、八四九	一、三三五	二、一四五	一、三三五	二、一四五	一、三三五	三、八四九	三、八四九	一、三三五	三、八四九	一、三三五
昭和二年度	三、八三二	一、三三三	四、一四五	一、三三五	三、八四九	一、三三五	二、一四五	一、三三五	二、一四五	一、三三五	三、八四九	三、八四九	一、三三五	三、八四九	一、三三五
昭和二年度	三、八三二	一、三三三	四、一四五	一、三三五	三、八四九	一、三三五	二、一四五	一、三三五	二、一四五	一、三三五	三、八四九	三、八四九	一、三三五	三、八四九	一、三三五
昭和二年度（九月迄）	三、八三二	一、三三三	四、一四五	一、三三五	三、八四九	一、三三五	二、一四五	一、三三五	二、一四五	一、三三五	三、八四九	三、八四九	一、三三五	三、八四九	一、三三五

閲覧図書分類統計表

分類別	性別	0	1	2	3	4	5	6	7	8
昭和二年度	男	二、五〇〇	三、六五〇	二、八八四	三、九四五	四、四〇五	四、一九五	三、八三四	二、三四四	二、四四〇
	女	一、五九五	二、六二五	一、八六四	二、四五五	二、六四五	二、四五五	二、一三四	一、四四四	一、六四〇
昭和三年度	男	二、五〇〇	三、六五〇	二、八八四	三、九四五	四、四〇五	四、一九五	三、八三四	二、三四四	二、四四〇
	女	一、五九五	二、六二五	一、八六四	二、四五五	二、六四五	二、四五五	二、一三四	一、四四四	一、六四〇
昭和四年度	男	二、五〇〇	三、六五〇	二、八八四	三、九四五	四、四〇五	四、一九五	三、八三四	二、三四四	二、四四〇
	女	一、五九五	二、六二五	一、八六四	二、四五五	二、六四五	二、四五五	二、一三四	一、四四四	一、六四〇
昭和五年度	男	二、〇〇〇	二、九二〇	二、三〇四	二、七六〇	三、一五〇	三、〇〇五	二、六三四	一、九三四	一、九二〇
	女	一、四八九	二、一三五	一、六九五	二、〇二五	二、三〇五	二、一九五	一、九二四	一、四一四	一、四四〇
昭和六年度（九月迄）	男	一、二〇〇	一、七五二	一、三八二	一、六五六	一、八九〇	一、八〇三	一、五八四	一、一六〇	一、一五二
	女	八九四	一、二八一	一、〇一七	一、二一五	一、三八五	一、三一七	一、一五四	八四八	八二八

自習者	午后五時からの入館者	総計
男	男	
女	女	
二、三六八	一、八七五	四、二四三
九三五	八〇二	一、七三七
三、三〇三	二、六七七	五、九八〇
一、三五五	一、〇八八	二、四四三
四、六五八	三、七六五	八、四二三
一、八五五	一、四九〇	三、三四五
六、〇二六	四、八四二	一〇、八六八
二、四一〇	一、九四五	四、三五五

9 男	9 女	小計 男	小計 女	合計	雜誌 男	雜誌 女	總計	平均	開館日數
二、九七三	四二九	四六、〇七七	一一、五〇二	五七、五七九	一、三七四	九五	五九、〇四八		
六、八五二	二、三二八	八二、四六六	二三、七四九	一〇六、二一五	五、五四一	三九八	一一三、一五四	三六五	三〇七
五、一六〇	一、六二九	七三、〇〇〇	一八、七九七	九一、七九七	九、〇二三	二九三	一〇一、一一三	三四一	二八七
三、一九一	五二八	五五、九〇〇	一三、五六八	六九、四六八	七、六六五	二八〇	七七、四一三	二三四	二八四
一、四五〇	一九八	二五、五四九	四、七〇七	三〇、二五六	三、九七五	一七二	三四、四〇三	二四六	一四〇

八、關係條例

○北海道條例第二十號

北海道圖書館條例をここに公布する。

昭和二十六年四月一日

北海道知事　田　中　敏　文

北海道圖書館條令

（設置）

第一條　圖書館法（昭和二十五年法律第百十八號）第十條の規定に基き、この條例により、北海道圖書館（以下「圖書館」という。）を設置する。

（名稱及び位置）

第二條　圖書館の名稱及び位置は、左のとおりとする。

名　稱　北海道圖書館

位　置　札幌市北一條西五丁目一番地

（目的）

第三條　圖書館は、圖書、記錄その他必要な資料を收集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養調査、研究レクリエーション等に資し、もつて國民の教育と文化の發展に寄與することを目的とする。

（公の資料等の提供）

第四條　北海道知事及び教育委員會（以下「委員會」という。）は、それぞれ發行するこう報の用に供せらる刊行物その他の資料を二部圖書館に提供するものとする。

（所轄廳）

第五條　圖書館は、委員會の所轄に屬する。

（施行規則への委任）

第六條　この條例の施行に關し必要な事項は、委員會が別に北海道教育委員會規則をもつて定める

附　則

（施行期日及び適用の遡及）

1　この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月三十日から適用する。

（從前の圖書館の移行）

2　この條例施行の際、現に存する行啓記念北海道廳立圖書館は、第一條の規定により設置されたものとみなす。

○北海道條例第二十一號

北海道圖書館協議會條例をここに公布する。

昭和二十六年四月一日

北海道知事　田　中　敏　文

北海道圖書館協議會條例

（設置）

第一條　圖書館法（昭和二十五年法律第百十八號）第十六條の規定に基き、この條例により、北海

道圖書館（以下「圖書館」という。）に、北海道圖書館協議會（以下「協議會」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二條　協議會は、圖書館の運營に關し、館長の諮問に應ずるとともに、圖書館の行う圖書館奉仕につき館長に對して意見を述べる。

（委員の定數）

第三條　協議會は、委員十人以內で組織する。

（委員の委嘱）

第四條　委員の委嘱に關しては、圖書館法第十六條第三項の定めるところによる。

（委員の任期）

第五條　委員の任期は、二年とし、その欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

2　委員は、非常勤とする。

（施行規則への委任）

第六條　この條例施行に關し、必要な事項は、北海道教育委員會が、別に、北海道教育委員會規則をもつて定める。

附　則

（施行期日）

この條例は、公布の日から施行する。

○北海道條例第二十二號

北海道圖書館協議會の委員の費用辨償條例をここに公布する。

昭和二十六年四月一日

北海道知事　田　中　敏　文

北海道圖書館協議會の委員の費用辨償條例

（趣旨）

第一條　北海道圖書館協議會（以下「協議會」という。）の委員の費用辨償は、この條例の定めるところによる。

（費用辨償）

第二條　委員が、協議會の會議の招集に應じ出席したとき、又は職務のため旅行するときは、順路により、その費用を辨償する。

2　費用辨償は、宿泊料、鐵道費、車馬賃、日當及び食卓料の六種とし、その額は、北海道教育委員會事務局職員（十級職）相當額とする。但し、官公吏である委員については、本職相當の額とする。

（支給方法）

第三條　費用辨償の支給方法は、北海道教育委員會事務局職員の例による。

附　則

この條例は公布の日から施行する。

九、關係諸規則

北海道教育委員會規則第二〇號

北海道圖書館組織規則

圖書館法（昭和二十五年法律第百十八號）及び北海道圖書館條例（昭和二十六年北海道條例第二十號を實施するために、教育委員會法（昭和二十三年法律第百七十號）第五十三條第一項の規定に基き、北海道圖書館組織規則を、ここに制定する。

（この規則の目的）

第一條　この規則は、北海道圖書館（以下「圖書館」という。）の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その任務たる圖書館奉仕を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（圖書館の任務）

第二條　圖書館は、北海道の事情及び一般公衆の希望にそい、更に學校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各號に揭げる圖書館奉仕を遂行する教育機關とする。

一　鄉土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フイルムの收集にも十分留意して、圖書、記錄、視聽覺教育の資料その他必要な資料（以下「圖書館資料」という。）を收集し、一般公衆の利用に供すること。

二　圖書館資料の分類排列を適切にし、及びその目錄を整備すること。

三　圖書館資料の利用のための相談に應ずること。
四　他の圖書館、國立國會圖書館、地方公共團体の議會に附置する圖書室及び學校に附屬する圖書館又は圖書室と緊密に連絡し、協力し、圖書館資料の相互貸借を行うこと。
五　分館、閱覽所、配本所等を設置し、及び自動文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
六　讀書會、研究會、鑑賞會、映寫會、資料展示會等を主催し、及びその奬勵を行うこと。
七　時事に關する情報及び參考資料を紹介し、及び提供すること。
八　學校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
九　圖書館に關する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機關に對し、協力し、又は協力を求めること。
十　圖書館に關する專門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

（職員）

第三條　圖書館に、圖書館法（昭和二十五年法律第百十八號。以下「法」という。）第十三條の規定に基き左の職員を置く。

館　長
司　書
事務職員
技術職員
司書補

2　前項に定める外、必要な職員を置く。

（職員の級別及び職務）

第四條　館長は、一級又は二級とする。館務を掌理し、所屬職員を監督して、圖書館奉仕の機能の達成に努める。

2　司書は、二級又は三級とする。專門的事務に從事する。

3　事務職員は、二級又は三級とする。上司の命を受け一般的事務に從事する。

4　技術職員は、二級又は三級とする。上司の命を受け技術に從事する。

5　司書補は、三級とする。司書の職務を助ける。

（副館長）

第五條　圖書館に副館長一人を置く。

2　副館長は、館長が二級又は三級の司書又は事務職員たる職員のうちから命ずる。

3　副館長は、館長を補佐して、職員の擔任する事務を監督する。

（分課）

第六條　圖書館に左の三課を置く。

管理課

整理課

奉仕課

（課長）

第七條　課に課長を置く。

2　課長は、館長が、管理課長については二級又は三級の事務職員たる職員のうちから、整理課長

及び奉仕課長については二級又は三級の司書たる職員のうちから、それぞれ命ずる。

3　課長は、上司の命を受け、課務を処理する。

（管理課の事務）

第八條　管理課においては、左の事務を行う。

一　職員の定員、任免、給與、分限、懲戒、服務その他人事に關する事務を處理すること。

二　豫算、決算及び會計並びに用度に關する事務を處理すること。

三　公印、公文書及び報告に關する事務を處理すること。

四　北海道圖書館規程の制定、改正及び廢止に關する事務を處理すること。

五　圖書館刊行物の保管及び頒布に關する事務を處理すること。

六　職員の教養及び研修に關する事務を處理すること。

七　北海道教育委員會との連絡に關する事務を處理すること。

八　儀式的行事に關する事務を處理すること。

九　北海道圖書館協議會に關する事務を處理すること。

十　施設及び設備の管理に關する事務を處理すること。

十一　他課に屬さない事務を處理すること。

（整理課の事務）

第九條　整理課においては、左の事務を行う。

一　圖書館資料の選擇及び購入に關する事務を處理すること。

二　寄贈、遺贈、交換、移管その他の方法による圖書館資料の受入に關する事務を處理すること。

三　圖書館資料の原簿登錄に關する事務を處理すること。
四　圖書館資料の分類、目錄作成等の整理に關する事務を處理すること。
五　圖書館資料の修理、製本に關する事務を處理すること。
六　道内出版物の目錄又は索引等を作成すること。

（奉仕課の事務）

第十條　奉仕課においては、左の事務を行う。
一　一般公衆のために圖書館資料の紹介、説明等の考査奉仕を行うこと。
二　圖書館資料の排列、保管に關する事務を處理すること。
三　圖書解題、考査目錄、特別索引等を作成すること。
四　圖書館資料の貸出に關する事務を處理すること。
五　一般公衆の圖書館資料の館内閲覽に關する事務を處理すること。
六　弘報宣傳その他の館外活動に關する事務を處理すること。

（館長の專決事項）

第十一條　左に揭げる事項は、館長が專決處理することができる。
一　圖書館規程の制定又は改正若しくは廢止に關すること。
二　館務について職名又は館名で文書を往復すること。
三　職員の事務分掌を定めること。
四　職員の進退に關し具申すること。
五　囑託及び雇用人の進退身分に關すること。

六　職員の出張に關すること。
七　職員に對し超過勤務を命ずること。
八　職員の休暇、私事旅行、欠勤等諸願届の處理に關すること。
九　職員の事務引繼に關すること。

2　館長は、前項第一號及び第五號の事項については、その都度教育長に報告しなければならない。

（館長の事務代決）

第十二條　館長不在のときは、副館長がその事務を代決する。

2　館長、副館長ともに不在のときは、管理課長がその事務を代決する。

（成績報告）

第十三條　館長は、毎年五月二十日までに、前年度の圖書館奉仕成績を委員會に報告しなければならない。

（帳簿）

第十四條　圖書館には、左の帳簿を備えて處理しなければならない。

一　圖書館資料原簿
二　圖書館資料受拂簿
三　物品出納簿
四　備品台帳
五　財産台帳
六　豫算差引簿

七　館務日誌
八　その他必要な帳簿

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
2　行啓記念北海道立圖書館々則（大正十五年北海道廳令第百十號）は廢止する。
3　圖書館資料の寄贈（遺贈を含む。）又は利用委託の受入に關する事項については、別にこれらに關して規定する規則が制定實施せられるまでの間は、なお、從前の例による。
4　この規則施行の際、現に北海道教育委員會事務局職員にして次の表の上欄に掲げる職に補せられて圖書館に在勤する者は、別に辭令を發せられない限り、北海道圖書館職員に任命せられ次の表の下欄に掲げる職に補せられたものとする。

上欄	下欄
館長	館長
司書	司書
主事	事務職員

北海道教育委員會規則第二十一號

北海道圖書館圖書閲覽規則

北海道圖書館條例（昭和二十六年北海道條例第二十號）第三條、圖書館法（昭和二十五年法律第

百十八號）第三條及び北海道圖書館組織規則（昭和二十六年北海道教育委員會規則第二十號）第二條の規定を實施するために、教育委員會法（昭和二十三年法律第百七十號）第五十三條第一項の規定に基き、北海道圖書館閲覧規則を、ここに制定する。

（この規則の目的）

第一條　この規則は、北海道圖書館（以下「本館」という。）における圖書その他の圖書館資料（以下「圖書」という。）の閲覧について定める。

（閲覧時間）

第二條　本館の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。但し、時期により、館長が必要と認めたときは、伸縮することがある。この場合においては、その旨を本館入口その他公衆の見易い場所に掲示する。

（休館日）

第三條　本館の休館日は、左のとおりである。

一　國民の祝日

二　日曜日

三　月末日（但し、十二月を除く。）

四　八月一日から十月末日までの間において、おおむね十日間

五　十二月二十七日から翌年一月五日まで

六　その他館長が必要と認めたとき

2　前項第三號の休館日の當日が日曜日に當るときは、繰上げるものとする。

3　第一項第四號及び第六號の休館日の期日又は期間は、當該休館日前十日までにその旨を本館入口その他公衆の見易い場所に掲示する。但し、急迫の事由により臨時休館する場合はこの限りでない。

（圖書利用についての相談）

第四條　閲覧者は、司書又は司書補に希望の事項を申し出て、所要の圖書に關して相談することができる。

第五條　閲覧者は、目錄室備付の圖書目錄又は閲覧室の公開書架によつて希望する圖書を檢索することができる。

（閲覧圖書の借出）

第六條　圖書を閲覧するには、受付で圖書閲覧票（別記様式）を受取りこれに必要事項を記入して係員に差出し、圖書の借出を受けなければならない。

（閲覧圖書の冊數）

第七條　同時に閲覧できる冊數は、特に必要のある場合の外は、一人につき五冊とする。

（閲覧の場所）

第八條　圖書は、必ず閲覧室において閲覧しなければならない。

（閲覧室の秩序）

第九條　閲覧室においては、靜肅を旨とし音讀、談話、喫煙その他喧噪にわたる行爲をしてはならない。

（閲覧圖書の返却）

第十條　閲覧を終つたときは、係員に閲覧圖書を返納し、前に差出した圖書閲覧票の返却を受けこれを受付に返さなければならない。

（利用の制限）

第十一條　この規則若しくは本館の指示に從わない者又はその他の不都合の行爲をした者に對しては、本館の利用を停止し又は禁止することがある。

2　他人に迷惑を及ぼすおそれのある者に對しては、入館を拒否する。

（損害辨償）

第十二條　圖書を亡失し、若しくはき損した者は、指定の圖書を代納するか、又は相當の代價を辨償しなければならない。但し、不可抗力による場合はこの限りでない。

附　　則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

備考　様式寸法はB列六號半截とする
印刷インクの色は緑とする

北海道圖書館圖書閲覧票　　No.

昭和　　年　　月　　日

氏名	住所	職業

請求番號		圖書名	册數	貨出印	返納印

字はきちんと楷書でお書き下さい

北海道教育委員會規則第二十二號

北海道圖書館圖書貸出規則

北海道圖書館條例（昭和二十六年北海道條例第二十號）第三條、圖書館法（昭和二十五年法律第百十八號）第三條及び北海道圖書館組織規則（昭和二十六年北海道教育委員會規則第二十號）第二條の規定を實施するために、教育委員會法（昭和二十三年法律第百七十號）第五十三條第一項の規定に基き、北海道圖書館圖書貸出規則を、ここに制定する。

（この規則の目的）

第一條　この規則は、北海道圖書館（以下「本館」という。）における圖書その他の圖書館資料（以下「圖書」という。）の貸出について定める。

（貸出することのできる範圍）

第二條　滿十五才以上の者は、圖書の貸出を受けることができる。

（貸出圖書の範圍）

第三條　貸出の用に供する圖書は、他の圖書館奉仕に支障のない範圍で館長が定める。

（圖書の貸出料）

第四條　圖書の貸出は無料とする。

（貸出取扱時間）

第五條　圖書の貸出業務は、休館日を除き、毎日午前九時三十分から午後四時三十分までの間行う。但し、都合により伸縮することがある。

（圖書貸出券及び保證金）

第六條　圖書の貸出を希望する者は、別記第一號様式により、本人、保證人連署をもつて館長に願出で、圖書貸出券（別記第　號様式）の交付を受けなければならない。

2　圖書貸出券の交付を受けるには、保證金として三百圓納めることを要する。但し、館長において身元確實と認めたときは保證金を免除することがある。

3　保證金の納付は、現金をもつてしなければならない。但し、利息は附さない。保證金を納付した者には、保證金保管書を交付する。

4　圖書貸出券の有効期間は、その發行の日から滿一年とする。圖書貸出券の有効期間が滿了したときは、すみやかにこれを返付し、且つ、保證金保管書を提示して保證金の返還を受けなければならない。

5　圖書貸出券の有効期間滿了後、保證金返還請求前に新たな圖書貸出券の要求ある場合は、これを交付する。

6　第二項の規定により、圖書貸出券の交付を受けた者は、いつでも圖書貸出券を返付し、且つ、保證金保管書を提示して保證金の返還を受けることができる。但し、貸出を受けた圖書がある場合は、これを返納した後でなければならない。

（貸出圖書の檢索）

第七條　圖書の貸出を受けようとする者は、目錄室備付の圖書目錄によつて希望する圖書を檢索することができる。

（圖書の貸出）

第八條　圖書の貸出を受けようとする者は、受付で圖書閲覧票を受取りこれに必要事項を記入して圖書貸出券とともに係員に差し出さなければならない。

（貸出圖書の冊數）

第九條　同時に貸出する圖書は、一人につき三冊とする。但し、未返納圖書のある場合は、その圖書を含めて三冊を超えることができない。

（貸出期間）

第十條　貸出期間は十日以内とする。但し、圖書貸出券の有効期間を超えることができない。

（圖書の返納及び再貸出）

第十一條　圖書の貸出期間が滿了したときは、速やかに貸出中の圖書を返納しなければならない。

2　貸出圖書を返納しようとするものは、係員にその圖書を返納するとともに、圖書貸出券を提示して受領印を受けなければならない。

3　前項の規定により返納した圖書について、引續き貸出を希望する場合においても、貸出期間中に、他にその圖書の貸出申込があつた場合又は本館において必要のある場合は、繼續して貸出さない。

（氏名及び住所の變更）

第十二條　圖書貸出券の交付を受けた者又はその保證人が氏名又は住所を變更したときは、本人が直ちにその旨を届け出なければならない。

（圖書貸出券の紛失届及びその再交付）

第十三條　圖書貸出券を紛失した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

2　前項の規定によつて圖書貸出券の紛失を届け出た者には、圖書貸出券を再交付する。

（圖書貸出券の譲渡及び貸與の禁止）

第十四條　圖書貸出券は、他人に譲渡又は貸與してはならない。

（損害辨償）

第十五條　貸出圖書を亡失し又はき損した者は、館長の指定するところにより、指定の圖書を代納するか、又は相當の代價を辨償しなければならない。

（保證金による辨償の充當）

第十六條　前條の規定による現金の辨償が指定の期日までに履行されないときは、その納めた保證金をこれに充てる。この場合において辨償金額が保證金額を超える場合は、その超える金額を追徴する。

（圖書の貸出の停止又は禁止）

第十七條　貸出圖書を亡失し又はき損した者、この規則に違反した者その他不都合の行爲のあつた者に對しては、圖書の貸出を停止し又は禁止することがある。

（圖書貸出券の失効）

第十八條　第十五條の規定による損害の辨償が保證金によつて充當された場合、又は前條の規定により圖書の貸出を禁止された場合、その保證金を納めた者の圖書貸出券又は貸出を禁止された者の圖書貸出券はその効力を失う。無効となつた圖書貸出券は速やかに返付しなければならない。

2　第十二條、第一項の規定により、圖書貸出券の紛失届が提出された場合には、紛失した圖書貸出券はその効力を失う。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。但し、第六條第二項第三項、第四項、第六項及び第十六條並びに第六條第四項及び第十八條中保證金に關する部分は昭和二十七年四月一日から施行する。

（從前の圖書携出券の効力）

2　從前の規定により交付した圖書携出券は、當該圖書携出券の効力にかかわらずこの規則施行の日をもつてすべてその効力を失うものとする。

3　前項の規定によりその効力を失つた圖書携出券を有する者は、この規則施行の日から十日以内に返付しなければならない。

（別記第一號樣式）

（表　面）

圖書貸出券交付願

北海道圖書館長　　殿

北海道圖書館圖書貸出規則第六條第一項の規定により圖書貸出券を交付して下さるようお願いします

昭和　年　月　日

（本　人）　印

（保證人）　印

（保證人）　印

本人	姓名（ふりがな）		本籍	
	出生 明治 大正 昭和 年 月 日	年令 才 性別 男女	現住所	
	職業	勤務先又は學校	勤務先の職務又は學年學科	
保證人	姓名（ふりかな）		本籍	
	出生 明治 大正 昭和 年 月 日	年令 才 性別 男女	現住所	
	職業	勤務先	勤務先の職務	本人との關係
保證人	姓名（ふりかな）		本籍	
	出生 明治 大正 昭和 年 月 日	年令 才 性別 男女	現住所	
	職業	勤務先	勤務先の職務	本人との關係

圖書館の記入欄

交付圖書貸出券				保證金保管書		保證金納付		審査及び決定					受理	
割印	番號	月日	台帳記入	割印	番號	月日	出納員	月日	館長	副館長	奉仕課長	係員	月日	係員

（ 面　　裏 ）

記入上の注意

(1) 上欄の「本人」「保證人」欄は、いづれもその本人が自署し、捺印して下さい。

(2) 「本籍」「現住所」は、番地に至るまで詳わしく書いて下さい。

(3) 「職業又は身分」は職業のない方は「無職」と、學校在學中の方は「生徒」又は「學生」と、職業をもつている方は「會社員」「公吏」「自家營業」等の例により書いて下さい。

(4) 「勤務先又は學校」は上欄に「○○會社」又は「○○高等學校」と、下欄にその所在地を書いて下さい。

(5) 「勤務先の職務又は學年、學科」は「會計課員」又は「第一學年、商業科」と書いて下さい。

(6) 「本人との關係」は「保護者」「勤務先の上司」「淑父」「友人」等の例により詳わしく書いて下さい。

備考　樣式寸法はB列5號。印刷インクの色はうすい綠とする。

（別記第二號樣式）　　（表　　面）

請求番號	册數	携出日	貸出印	返すべき日		返した日		返納印

北海道圖書館圖書貸出券

氏　　名	住　　所

番　號	有　効　期　間
	昭和　年　月　日から 昭和　年　月　日まで

注　　意

○この券は折りたたまないで下さい。又汚さないように氣をつけて下さい。
○この券は本人に限つて有効です。他人に貸したり、讓り渡してはいけません。
○この券を紛失した場合は、すぐ届け出て下さい遲れると迷惑のかかることがあります。
○貸出した圖書は、必ず指定期日に返納して下さい。そのときは、この券を忘れないで下さい
○この券の有効期間が終つたときは、すぐ返すか新しい貸出券の交付を求めるようにして下さい。

北海道圖書館

札幌市北一條西五丁目　〒(2)811

（裏　　　面）

備考

様式付法は、A列6號（半截）とする。
印刷インクの色は茶とする。

請求番號	册數	携出日	貸出印	返すべき日	返した日	返納印

請求番號	册數	携出日	貸出印	返すべき日	返した日	返納印

十、開館二十五周年

大橋保

大正十五年十一月二十五日の開館式は盛大であつた。折柄道會は開會中で、議員は全部參集したし、朝野の貴顯星の如く居並び、さすがに閱覽室は空席がなかつた。長官は式辭の中に、將來の發展計畫についての、堅い決意の程を示し、來賓は、洋々たる前途を祝福した。しかし、十二月一日の、いよ〳〵の蓋明けに入館して、世人はその內容の、あまりに貧弱なので驚いた。待ちに待つた道立圖書館はこれか、と不滿の聲はみちみちた。建築費十万圓。瀟洒として出來上つた、近世復興式の、建物の外觀は、まずよいとして、肝心な讀むべき圖書のない圖書館であつたからである。およそ圖書館の發達にもいろ〳〵あるが、斯う云う圖書館も珍らしいのである。他の府縣立は、舊藩舊家等の藏書を基礎として成り立つているものが、殆どであるのに比較して、これは無一物から出發したのであるから、館員の苦心はなみ大低ではなかつたのである。開館式は擧げても、開館出來ない狀態なので、せめて學生の參考書だけでもと、急いで千數百冊を集め、店開きをしたのであるから、非難の起るのも當然であつたのである。しかも此の程度の藏書なら、開架式にして、直接檢索とすればよかつたものを、これぞ圖書館の常道とばかり、コクメイにカードによることにしたので、閱覽者の不馴れのためもあつて、豆中學生が、身体よりも大きいような英辭書を貸り出し、頭を掻き、抱きかかえながら、ヨタ〳〵と持運ぶ風景も見られたのである。すべてが原始的であつたと云うべきであろう。それが今、藏書七万冊と稱せられるから、發展したわけであるが、建物については、いささかの增減もない。これだけは舊態依然たりである。道立圖書館としての機能の發

展に伴い、この狹い館内に、映寫室を設け、講堂をつくり、資料室を編成するなど、その目的達成のために、さま〴〵に工夫をこらさなければならない、現館員の苦心のほどは、よくわかるのである。要するに、オール北海道民を對象として、働きかけなければならない道立圖書館としては、その規模が小さかつたと思う。改正圖書館法の基準から云つてもそのことが考えられる。道内要所に分館制度の考案されている所以であろう。歷代長官の中で、親しく圖書館を訪れた人は極めて少いのであるが池田秀雄氏は有名な讀書家であつたから、とき〴〵單身漂然と書庫に現われ、館員の案内で、數冊を貸り出し、閲覧されるのが常であつたから、之は別として、石黑英彦氏は、赴任後幾許もなく、夜間、課長を伴うて、書庫から便所の隅まで、正式に隈なく視察された。石黑氏は、さきに台灣の文教局長として、あの完備した、總督府立の圖書館と關係が深かつたから、どんなに、この圖書館が、貧弱に目に映じたことであろう。その感じが、談話の中にうかがわれた。いろ〳〵圖書館についての構想をもつて居られたようであつたが、任期中實現せずに他轉されのは遺憾であつた。たゞ其の頃專任館長は置かれてはなかつた。この程度の圖書館なら專任の館長はいらない、事務に馴れた司書があれば、事欠かない、と云う意見であつたのを、間もなく、それが置かれるようになつたのは、あの視察が機緣となつたのかも知れない。もつとも專任館長はいらない、と云うのにも根據がなかつたわけではない。もと〳〵圖書館は圖書を蒐集して公衆の閲覧に供すればよかつたので、道立圖書館が中心となり、他の圖書館や教育團体と連携して、研究協議會を開いたり、讀書に因む講演會を催したり、奬勵のための印刷物でも頒布するため、費用を要求しようものならそれは目的の「範圍外」だ、とおとがめを蒙りかねまじき時勢であつたのである。圖書館は社會教育に關し附帶施設を爲すことを得、と云う一條項を圖書館會に規定して、これを目的の「範圍内」

にして貰うまで、當時の圖書館人は、どれだけ苦勞したか、はかり知れないのである。今日の圖書館法から見れば、隔世の感があるのである。それにつけても十數年前、「動く圖書館」と題するアメリカの寫眞、――圖書を自動車に滿載して、文化に惠まれない、山間僻地、津々浦々の人人にまで、隈なく閲覽させる。自動車の周圍に馳せ集まつた兒童が、嬉々として圖書の配給をまつ、ほゝ笑ましい風景の、――を觀て、これが我國に行われるのは、いつの世か、と考え込んだが、最近の映畫、「格子なき圖書館」の、或る縣の現實の姿は、まさにそれではないか。圖書館法完全實施の年以前、逸早く斯う云う施設が、我國に行われていることに、云い知れぬ喜びを感ずるのである。それにつけてもとまた思う。地域の廣汎な、交通の不便な、だから一層其の必要を痛感する、わが北海道に、記念すべき道立圖書館の、開館二十五周年を契機として、一日も早くその實現を期待したいものである。

（前館長）

金田一昌三

開館二十五周年を迎えるに際して、まず本館創立の衝にあたられた人々、竝びに館の育成と事業の發展に獻身せられた歷代館長および職員各位に對して、深甚の感謝と敬意を表するものである。要覽所載の沿革あるいは大橋前館長の御寄稿にも見られるとおり、雄大な構想の下に、しかも無から出發した本館が幾多の障碍を克服し荊棘の道を打開して今日に至るを得たことは、ひとえにこれらのかたがたの地味な忍耐強い繼續的努力の賜物と云えるであろう。戰時中は軍の占據するところとなつて荒廢著るしく、圖書館機能の大部分を停止するの已むなきに至つた本館は、その後も道廳

々舍狹隘のため教育委員會事務局に階上を提供するなど、極めて活動の低調な時期もあつたが、現在は幸いにして本然の姿に立ち歸り整備擴充の一途を辿りつつあることは誠に御同慶に堪えないところである。

昭和二十四年二月、自から揣らず不敏菲才をもつて館長の職を僭した次第であるが、偶々この年を境として我が國の圖書館界は未曾有の躍進をとげている。即ち二十三年には前國務大臣金森德次郎氏を館長に迎えて國立國會圖書館が創立せられ、二十四年には社會教育法の施行に伴ない圖書館法制定促進の氣運が全國的に昂揚し、遂に翌二十五年四月同法の制定を見るに至つた。またこの間において國内十數ケ所に開設されたCIE圖書館は近代的な圖書館奉仕の在り方を實踐して、我々に幾多の貴重な示唆を與えた。

本館においては二十三年末北海道視聽覺ライブラリー、視聽覺教材補給部を館内に設置し、二十四年秋には道立巡回文庫を開設、翌二十五年には圖書の分類を新たに日本十進分類法（NDC）に切り換え、藏書の一部を自由接架式として開放し、兒童閲覽室を新設するなど館内整備に努めると共に、道内の各地公立圖書館、學校圖書館、公民館圖書室、炭礦圖書施設等の設置運營に關しなし得る限りの協力支援を與えて來た。

しかし四百三十万の道民を對象とする本館としては人的物的に甚だしい制約を受けている。私達は現態勢の下で全力を盡して圖書館奉仕に邁進しているけれども、圖書館法に要求されている最低基準と比較して職員數、建物の坪數、年間增加冊數等は著しく下廻つている。廣大な地積を有する本道の隅々にまで圖書館活動を浸透させるためには、分館、閲覽所、配本所を各地に設置し、自動車文庫や貸出文庫の巡回を活潑に行い、眞に道民一般の教養、調査研究、レクリエーションのセン

ターとならなければならない。

圖書館は生きものである。舊來の殻に閉じこもつて惰眠を貪ることは許されない。二十五周年を契機として本館の一大飛躍發展を期すべく私達は全力を傾到したいと念願するものである。各位の理解ある御指導御鞭撻を祈つて已まない。

北海道圖書館要覽

——開館二十五周年記念——

昭和二十六年十月　日印刷
昭和二十六年十月　日發行

編集兼發行　札幌市北一條西五丁目　北海道圖書館

印刷　札幌市南三條西六丁目　北日本印刷株式會社